

# 障害児支援等について

# 障害児入所施設の在り方に関する検討会について

## 【趣旨(要旨)】

障害児入所施設については、平成24年の児童福祉法改正時に「福祉型」、「医療型」に再編され、平成26年の障害児支援の在り方に関する検討会において施設の機能等について一定の整理がなされたところ。

こうした状況を踏まえつつ、現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うこととした。

発達支援機能	自立支援機能
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度・重複障害、行動障害、発達障害等多様な状態像への対応</li> <li>・幼児期からの子どもの育ち、発達に係る基本的な観点から、より家庭に近い生活環境や個々に配慮した生活環境とすべき。</li> <li>・小規模グループケアを推進するとともに、専門里親等の活用も含めて、より家庭に近い暮らしの場を提供する方向性の検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退所後の地域生活、障害者支援施設への円滑な移行就労へ向けたい対応</li> <li>・施設退所後のアフターケアを行う相談支援などが考えられる。</li> <li>・重症心身障害児者への入所支援については、その特性から本人をよく知る職員が継続して関わられるように、児者一貫した支援が望ましい。</li> </ul>
社会的養護機能	地域支援機能
<ul style="list-style-type: none"> <li>・被虐待児童等の対応。</li> <li>・子どもの心の傷を癒やして回復させるための専門的ケアの充実等が考えられる。</li> <li>・乳児院、児童養護施設等で暮らす障害児について、障害児支援の観点から何らかの支援が出来ないかについても検討を進めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅障害児及び家族への対応。</li> <li>・家庭復帰を目指した親子関係の再構築支援などが考えられる。</li> <li>・地域で生活する障害児の支援を行う視点から、一定目的をもった短期入所よりも長い期間の入所の制度的な裏付けを検討することも必要。</li> </ul>

## 【開催実績】

- 現在の障害福祉施策や社会的養護施設等の動向、さらには障害児入所施設の実態を考慮しつつ、障害児入所施設の在り方に関する検討を行うため、有識者、関係者の参集を得て、平成31年2月6日に第1回を開催。
- 本会を7回、福祉型ワーキンググループを4回、医療型ワーキンググループ4回を開催。
- 令和元年10月25日の第95回障害者部会において、中間報告書の内容についてご報告した。
- 令和2年1月25日の第7回検討会において最終報告書案について議論し、2月10日に最終報告書を提出。

○障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

「①ウェルビーイングの保障」「②最大限の発達の保障」「③専門性の保障」「④質の保障」「⑤包括的支援の保障」

○施設種別ごとの課題と今後の方向性

機能	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
1) 発達支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケア単位の小規模化の推進</li> <li>・施設職員の専門性の向上と、教育と福祉のライフステージに沿った切れ目ない連携</li> <li>・新たな施設類型として地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮)の導入の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉的支援の強化のための保育士等の配置促進</li> <li>・医療的ケア児の判定基準についての研究成果を踏まえた、重症心身障害児以外の医療的ケア児に対する更なる支援</li> </ul>
2) 自立支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早い段階から退所後の支援に取り組むための関係機関との連携を担うソーシャルワーカーの配置促進</li> <li>・18歳以上の入所者への対応(いわゆる「過齢児問題」)                         <ol style="list-style-type: none"> <li>① 障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定を受けているとみなす現行のみなし規定(令和3年3月31日まで)の延長は行わない</li> <li>② 22歳程度までの柔軟な対応や障害特性等によりどうしても受け入れ困難なケースにおける対応も含めた退所後の処遇の検討</li> </ol> </li> <li>以上の施策を円滑に進めるための諸措置の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養介護への移行を行う際のアセスメントや協議の実施</li> <li>・地域移行に向けた外泊の実施に対する更なる支援</li> <li>・肢体不自由児に対する有期有目的の入所支援の更なる活用推進と重症心身障害児に対する活用促進の検討</li> </ul>
3) 社会的養護機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的ケアを行う専門職の配置及び職員に対する更なる研修の実施</li> <li>・児童相談所との連携</li> </ul>	
4) 地域支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所等訪問支援等による障害児入所施設から児童養護施設・乳児院への専門性の伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児等が抱える課題解決に向けて必要となる支援について総合調整の役割を担うソーシャルワーカーの配置促進</li> <li>・障害児の代替養育として委託されている里親、ファミリーホームの支援</li> </ul>
5) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約による入所児童と措置による入所児童についての現行の取り扱いを示した厚生労働省通知の再周知及び全国の状況の継続的把握・共有</li> <li>・運営指針の策定等、質の確保・向上の仕組みの導入の検討</li> <li>・「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」や社会的養護分野におけるアドボケート制度を参考とした障害児の意見表明の促進</li> <li>・入所施設と他の障害福祉サービスを柔軟に併用できる仕組みの検討</li> <li>・入所の措置権限を有する都道府県と退所後の地域生活を支える役割を主に担う市町村との連携強化</li> <li>・市町村への入所決定権限付与についての検討</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行4.3対1となっている福祉型の職員配置基準について少なくとも児童養護施設の目標と同等の4対1程度までの引上げ</li> </ul>		

➤厚生労働省は、第2期障害児福祉計画や令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等において実現が図られるよう検討するとともに、厚生労働省内担当部局や2文部科学省等の他省庁との連携をより一層推進すべきである。

# 障害児入所施設の現状

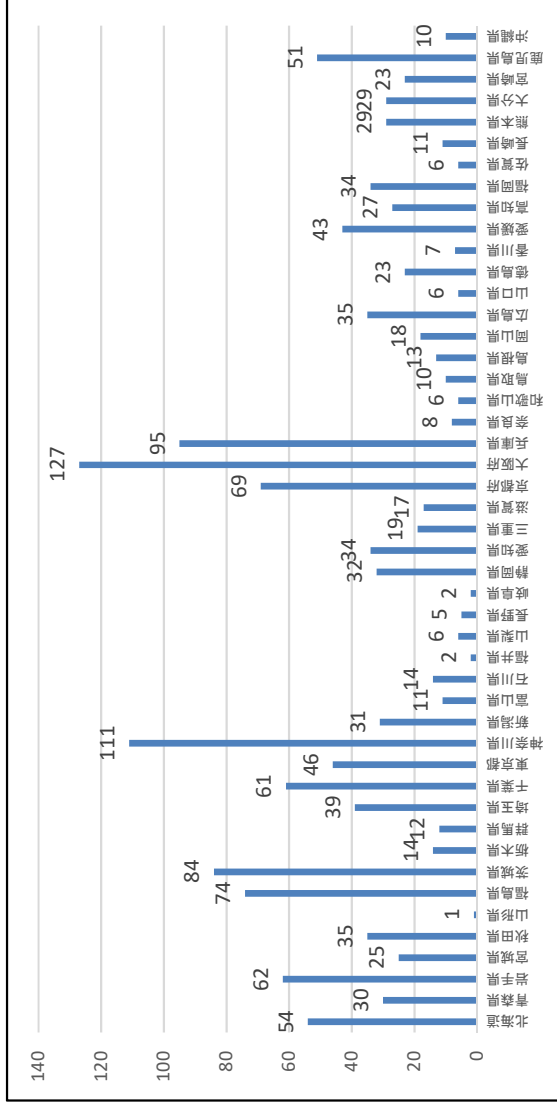
## 障害児入所施設 指定事業所数、児童数

	福祉型					医療型		合計
	知的	自閉	盲	ろうあ	肢体	自閉	肢体	
指定事業所数	235	4	6	7	8	3	57(16)	208(72)
定員	7,621	67	108	155	262	78	3,395(1,358)	21,188(7,434)
現員	6,558	46	73	78	189	34	2,122(967)	19,268(6,737)
児童数	5,100	43	68	70	163	34	1,036(190)	2,213(648)
措置	3,351	13	65	53	111	15	311(68)	630(169)
契約	1,749	30	3	17	52	19	725(122)	1,583(479)
18歳以上	1,458	3	5	8	26	0	1,086(777)	17,055(6,089)

※括弧内は国立病院機構の施設数又は人数の内数  
 ※重症心身障害児の定員には療養介護も含まれている

出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（平成31年3月26日時点）

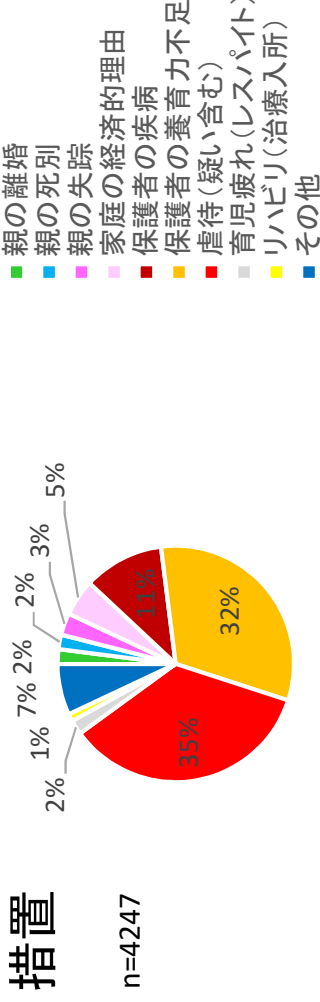
## 福祉型入所施設における過齢児の数（都道府県別）



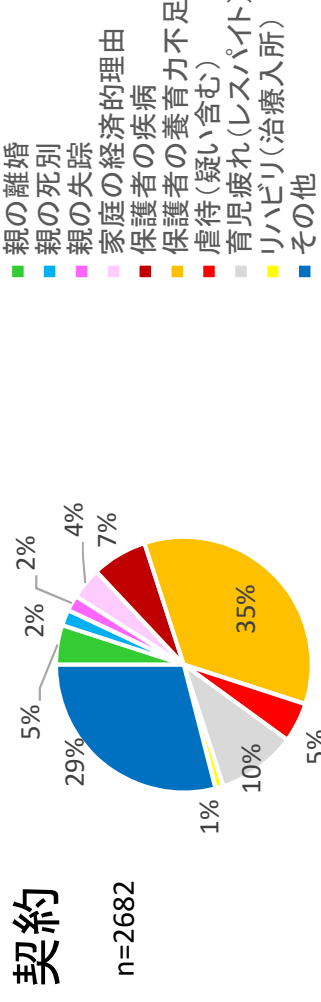
出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（平成31年3月26日時点）

# 福祉型入所施設の入所理由

## 措置



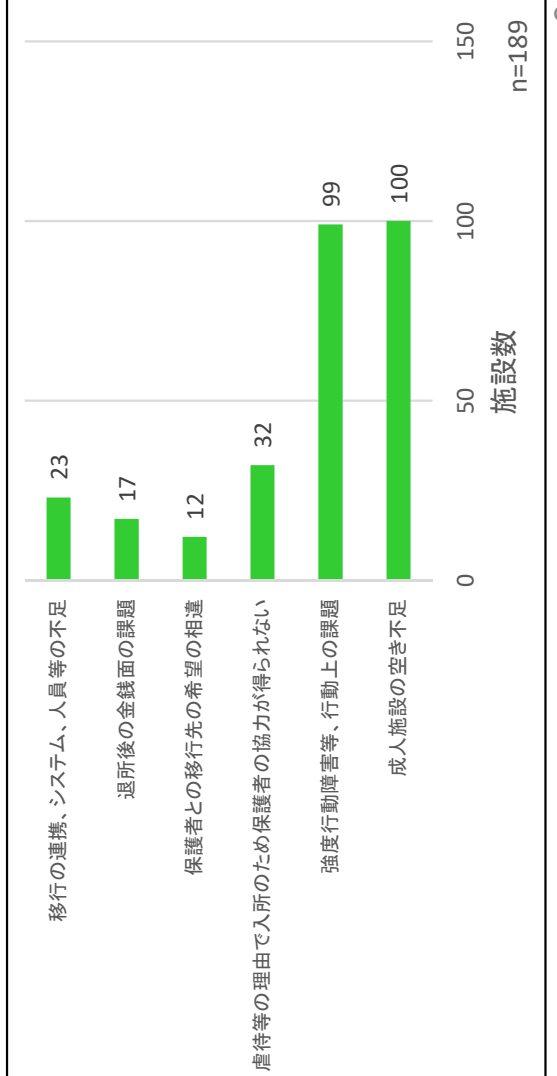
## 契約



※「保護者の養育力不足」の実態の内容には、子どもの障害の状態や家族へのサポート体制がどのようだったか等、様々な要因があることが考えられることに留意する必要がある。

出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（平成31年3月26日時点）

## 福祉型入所施設における移行を進める上での主な課題



※ 複数回答  
 出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（平成31年1月17日時点）

## 障害児入所施設の在り方に関する検討会構成員について

	構成員名	所 属
	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
	原口 英之	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 児童・予防精神医学研究部 科研究費研究員
	宮野前 健	国立病院機構南京都病院 小児科・名誉院長
	青木 建	国立武蔵野学院 院長
座長	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
	米山 明	心身障害児総合医療療育センター 外来療育部長
	朝貝 芳美	全国肢体不自由児施設運営協議会 顧問
	石橋 吉章	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	水津 正紀	全国重症心身障害児(者)を守る会 会長代行
	小出 隆司	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	濱崎 久美子	全国盲ろう難聴児施設協議会 事務局長
	鈴木 香奈子	東京都立川児童相談所 所長
	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
	市川 宏伸	日本自閉症協会 会長
	児玉 和夫	日本重症心身障害福祉協会 理事長
	北川 聡子	日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会部会長
	森岡 賢治	三重県子ども福祉部 障がい福祉課 課長
	菊池 紀彦	三重大学教育学部 教授
副座長	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授

## 福祉型障害児入所施設WG構成員

	構成員名	所 属
	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
	原口 英之	国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 児童・予防精神医学研究部 科研究員
	青木 建	国立武蔵野学院 院長
主査	柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部 教授
副主査	米山 明	心身障害児総合医療療育センター 外来療育部長
	佐々木 桃子	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	小出 隆司	全国手をつなぐ育成会連合会 副会長
	濱崎 久美子	全国盲ろう難聴児施設協議会 事務局長
	藤井 隆	全国盲ろう難聴児施設協議会
	市川 宏伸	日本自閉症協会 会長
	今井 忠	日本自閉症協会 副会長
	遠藤 光博	日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会 委員
	北川 聡子	日本知的障害者福祉協会児童発達支援部会 部長

## 医療型障害児入所施設WG構成員

	構成員名	所 属
副主査	宮野前 健	国立病院機構東京都病院 小児科・名誉院長
	朝貝 芳美	全国肢体不自由児施設運営協議会 顧問
	小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	石橋 吉草	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	植松 潤治	全国肢体不自由児者父母の会連合会 副会長
	宇佐美 岩夫	全国重症心身障害児(者)を守る会 常務理事
	水津 正紀	全国重症心身障害児(者)を守る会 会長代行
	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 准教授
	児玉 和夫	日本重症心身障害福祉協会 理事長
	石井 光子	日本重症心身障害福祉協会 理事
	菊池 紀彦	三重大学教育学部 教授
主査	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授

# 児童養護施設・乳児院における保育所等訪問支援事業の 利用について

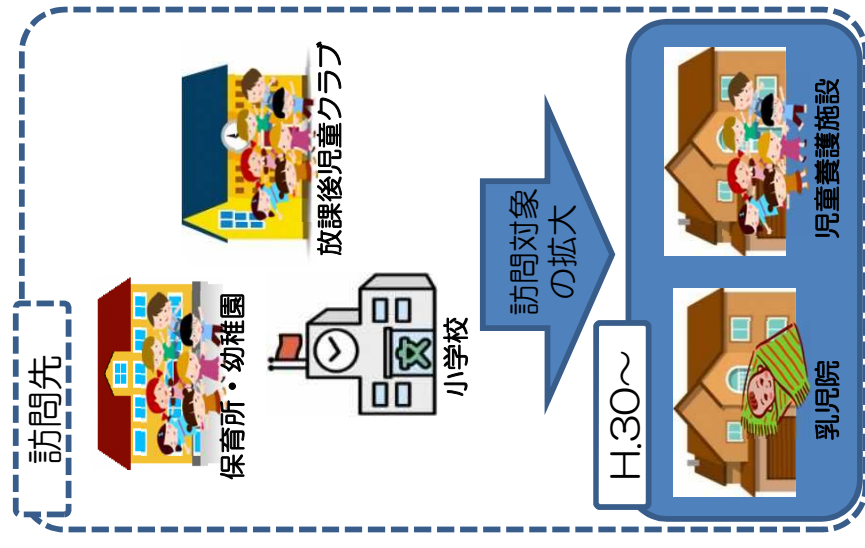
- 乳児院や児童養護施設の入所者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院:30.2%、児童養護施設:36.7%/平成29年度)
- このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に入所している障害児に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができることとする。

## 対象者の拡大

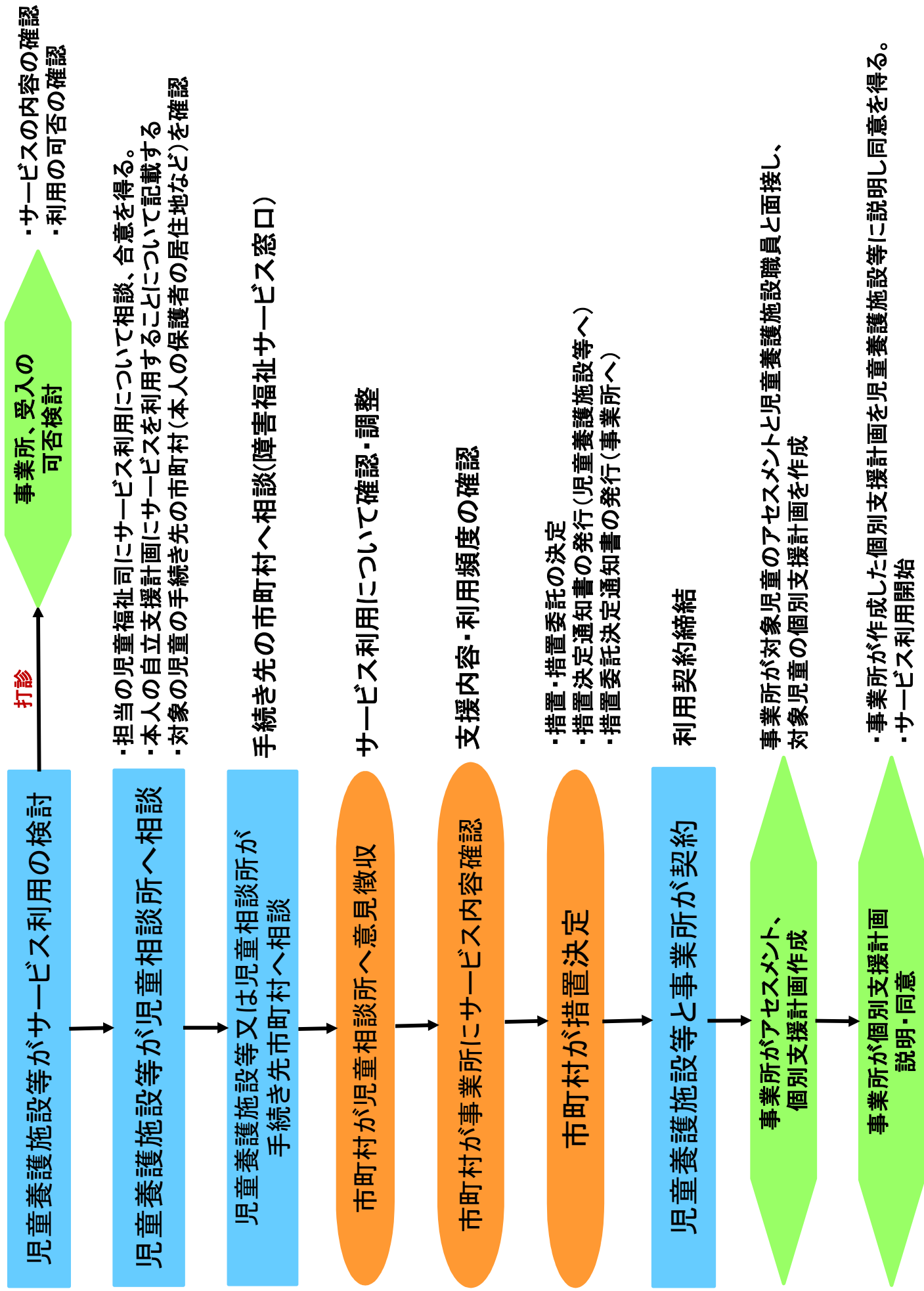
- 乳児院、児童養護施設に入所している障害児を対象者として追加
  - ※現在の対象者は、以下の施設に通う障害児
    - ・保育所、幼稚園、小学校 等
    - ・その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めるもの  
(例:放課後児童クラブ)

## 支援内容

- 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
  - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
  - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)



# 利用開始までのフローチャート(イメージ)





## ○ 里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて

〔平成11年8月30日 児家第50号  
各都道府県・各指定都市・各核市民生主管部(局)長宛  
厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉・児童家庭局家庭福祉・保育課連盟 通知  
最終改正 平成29年10月4日子家発1004第1号・子保発1004第1号・障障発1004第1号〕

## ■ 7-1 ウ 費用の徴収

### ① 児童養護施設入所に係る費用徴収

児童養護施設措置費の国庫精算上の費用徴収については、児童入所施設措置費等交付要綱の第5に定める「児童入所施設徴収金基準額表」により、月額を徴収する。

### ② 障害児通所支援に係る費用徴収 徴収を免除する。